

## 別記3

### 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

#### 第1 事業内容等

##### 1 事業内容

本事業は、農山漁村の活性化を図るため、都道府県又は市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「活性化法」という。）に基づいて活性化計画（活性化法第5条第1項に定める活性化計画をいう。以下同じ。）を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした取組を総合的かつ機動的に支援するものである。本事業の対象は、活性化計画の区域（活性化法第5条第2項第1号に定める活性化計画の区域をいう。以下同じ。）において定住等及び地域間交流を促進するために実施される事業（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。以下「交付対象事業」という。）とし、その具体的な内容、要件、交付額算定交付率及び要件類別はこの別記及び別表1から別表3までに定めるとおりとする。

##### 2 事業実施主体

交付対象事業の事業実施主体は、別表1及び別表3に定めるとおりとする。なお、事業実施主体のうち、地方公共団体等が出資する法人、農林漁業者の組織する団体、NPO法人、地域協議会及び計画主体が指定した者についての基準は、次のとおりとする。

###### (1) 地方公共団体等が出資する法人

地方公共団体等が出資する法人については、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のうち、整備する施設等の活用に係る目的及び内容に適した者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人であるものとする。

###### (2) 農林漁業者の組織する団体

農林漁業者の組織する団体については、主たる構成員又は出資者に、実施する事業の受益者である農林漁業者が3戸以上含まれており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体であるものとする。

なお、当該団体のうち法人格のないものについては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入又は脱退と関係なく、一体として経済活動を行う単位となっているものに限る。

これらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であって農林漁業関連事業に常時従事する者を3人以上雇用し、又は常時雇用者を新たに3人以上雇用す

る目標及びその達成のためのプログラムが設定されているものを含む。

### (3) NPO法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）については、次の要件を全て満たすものとする。

ア 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第1項に定める農村滞在型余暇活動又は同条第2項に定める山村・漁村滞在型余暇活動の推進に関する活動項目が定款で定められていること。

イ 事業費に見合う適正な経営体制が確保されていると認められること。

### (4) 地域協議会

地域協議会については、活性化法第5条第1項の規定に基づき活性化計画を作成する都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）を構成員に含む、農山漁村の活性化に資する協議会であって、次に掲げる事項を規約等に定めているものであるものとする。

ア 目的

イ 構成員、事務局（事務局は活性化計画の区域内に設置する。なお、事務局の経理事務は計画主体が監督する。）、代表者及び代表権の範囲

ウ 意思決定方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計及び事務監査の方法

キ その他運営に関して必要な事項

### (5) 計画主体が指定した者

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成19年農林水産省令第65号。以下「規則」という。）第4条第6号の規定に基づき計画主体が指定した者（以下「計画主体が指定した者」という。）とは、参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14条第1項に定める事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第18条第3項第3号に掲げる要件を満たして農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）その他農山漁村の活性化に資する者であって、計画主体が活性化計画の区域において定住等及び地域間交流を促進するために真に必要であると認めた者とし、これらは次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 参入法人にあつては、3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行うこと又は3戸以上の農家から原料の供給を受けて加工等を行うことに係る目標及びその達成のためのプログ

ラムを設定していること。

イ その他農山漁村の活性化に資する者にあつては、農山漁村の活性化の推進に関する活動項目を規約等で定めており、3者以上の構成員からなる団体であること。

ウ 参入法人その他農山漁村の活性化に資する者のうち、会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（当該法人以外の法人から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）を除く。）であり、（4）に定める地域協議会に構成員として参画しているものであること。

### 3 事業実施期間

交付対象事業の実施期間は、活性化計画の計画期間内であつて、かつ原則として3年以内とする。ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間延長等を考慮し、最大5年とすることができる。

なお、事業実施期間の計算は、年度単位で計算するものとし、第2の3の交付対象計画の決定がされた年度の3月末をもって最初の年度が経過したものとみなす。

## 第2 事業の実施手続等

### 1 活性化計画の作成

活性化計画の内容、様式、作成及び提出については、活性化法、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成23年10月3日農林水産大臣公表）及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づく活性化計画制度の運用に関するガイドライン（平成28年4月1日付け27農振第2449号農林水産省農村振興局長通知）に定めるものとする。

#### （1）活性化計画の添付書類の作成

ア 計画主体は、本交付金を充てて交付対象事業を実施しようとするときは、活性化計画及び規則第8条第1号に定める図面のほか、同条第2号に定める交付金の額の限度を算定するために必要な資料として、事業実施計画及び事前点検シート（以下「添付書類」という。）を作成するものとする。

イ 廃止前の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）、廃止前の農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）に基づき設置された施設、かつ、活性化計画に定めた目標が達成された施設に、別表2の（4）の㉓自然・資源活用施設の単独整備（以下「発電施設等の単独整備」という。）を

実施する場合に限り、活性化計画の作成は省略することができる。ただし、参考様式1-1に定める事業実施計画を提出するものとする。

ウ 事業実施計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 事業実施計画には、活性化計画の計画期間内における事業の実施によって実現しようとする具体的な目標を定めること。

(イ) 事業実施計画に定める目標の達成状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定され、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。

(ウ) 事業実施計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。

エ 事業実施計画は、活性化計画が単なる交付対象事業の実施を目的とするものではなく、地域の創意工夫を活かし、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎として、交付対象事業の実施を契機とした地域の活性化を目指すものであることを踏まえ、次に掲げる事項を定めるものとし、農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）事業実施計画により参考様式1-1を用いて作成するものとする。

(ア) 活性化計画の目標のうち、交付対象事業及び関連事業（規則第2条第3項に定める事業をいう。）により達成される目標（以下「事業活用活性化計画目標」という。）

(イ) 事業活用活性化計画目標の設定に係る考え方

(ウ) 交付対象事業の内容

(エ) その他必要な事項

オ 事業活用活性化計画目標は、別紙に定める項目から一を選んで設定するものとし、併せて次に掲げる評価指標を定めるものとする。

(ア) 第1評価指標（必須）

別紙1に定める評価指標のうち、主たる事業の要件類別に応じて一の評価指標を選び、これに係る具体的数値目標を第1評価指標として定めなければならない。

(イ) 第2評価指標（任意）

別紙1に定める評価指標のうち、(ア)で選んだ評価指標以外から一を選び、これに係る具体的数値目標を第2評価指標として定めることができるものとする。

(ウ) 第3評価指標（必須）

別表1の要件欄に掲げる施設であり、かつ事業活用活性化計画目標に連動したものであることを評価するため、施設の利用計画等に応じて、任意の具体的数値目標を第3評価指標として定めなければならない。

カ アの規定による事前点検シートについては、活性化計画の内容及び交付対

象事業の適切性について、計画主体が自ら点検の上、事前点検シートにより参考様式1-2を用いて作成するものとする。

キ 計画主体又は事業実施主体は、整備する施設等の導入効果について、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知。以下「費用対効果算定要領」という。）により費用対効果分析を行うこととし、交付対象事業の実施に要する費用に対し得ようとする効果が適切に得られるか否かを判断し、費用が過大とならないよう効率性等を十分に検討するものとする。

ク 発電施設等の単独整備を実施する場合、ウの（ア）及び（イ）、エの（ア）及び（イ）並びにオについては、対象外とする。

## 2 活性化計画の提出

計画主体は、活性化法第7条第1項の規定に基づき農林水産大臣に活性化計画を提出するときは、当該活性化計画に1の（1）のアの規定により作成した添付書類を添付し、計画主体が、北海道にあっては農村振興局長、それ以外の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長（以下「地方農政局長等」という。）を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

## 3 交付対象計画の決定

（1）農林水産大臣は、2の活性化計画及び添付書類の提出があったときは、その内容を審査した上で、次に掲げる審査基準を満たすもののうち、第3に定める配分基準により、活性化計画ごとに事業活用活性化計画目標の水準等に応じた順位付けを行い、当該年度の予算の範囲内で交付金の交付対象となる活性化計画を決定することとし、その旨を計画主体に対して通知するものとする。

ア 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標が、適切に設定されていること。

イ 交付対象事業の総合的な実施が、活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の達成に資すると認められること。

ウ 活性化計画及び事業実施計画の内容が事前点検シートにより適切に点検されていること。

（2）（1）の交付対象となる活性化計画の決定の通知を受けた計画主体は、都道府県にあっては関係市町村（都道府県と協同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）に、市町村（都道府県と協同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）にあっては都道府県に、その旨を遅滞なく通知するものとする。

## 4 活性化計画の公表

（1）計画主体は、活性化法第5条第27項の規定に基づき活性化計画を公表する場合には、添付書類を併せて公表するものとする。

（2）計画主体による公表は、関係都道府県又は市町村のインターネットのウェブサイト又は広報誌への掲載等により行うものとする。

## 5 活性化計画及び事業実施計画の変更

計画主体が、活性化計画及び事業実施計画について、以下の変更を行う場合には、活性化法第7条第1項の規定に準じて変更後の活性化計画及び添付書類を農林水産大臣に提出しなければならないものとし、この場合について、1から4及び第4の6の規定を準用する。

- (1) 活性化計画の区域の変更
- (2) 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の変更、廃止及び追加（活性化計画の目標にあつては、事業活用活性化計画目標の変更等を伴わない場合を除く。）
- (3) 事業メニューの変更、廃止及び追加
- (4) 交付金の額の限度（以下「交付限度額」という。）の増加

## 6 年度別事業実施計画

計画主体は、交付対象事業の実施期間にわたり、毎年度、農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）年度別事業実施計画を参考様式1-3により作成し、これを各年度の前年度の2月15日までに地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

## 第3 配分基準

### 1 前年度からの継続事業等に対する配分

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）の予算額の範囲内において、第2の3の（1）の規定による交付金の交付対象となった活性化計画に基づき実施する交付対象事業のうち、その実施期間が複数年にわたる事業の実施に必要な当該年度予算額を、都道府県知事又は市町村長に配分する。

### 2 当該年度に提出された活性化計画に対する交付の決定及び配分

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち、当該年度の予算額から1による配分額を減じた額（以下「新規配分枠」という。）の範囲内において、当該年度に提出された活性化計画（第2の5に基づく重要な変更を実施する活性化計画を含む。）に対する交付の決定を行い、当該計画に係る交付対象事業の実施に必要な当該年度予算額を都道府県知事又は市町村長に配分する。

なお、第2の3の（1）のアからウまでに掲げる審査基準を満たしている活性化計画の当該年度予算要望額の合計が、新規配分枠を超える場合においては、次の方法により交付対象計画を決定する。

- (1) 国は、第2の3の（1）のアからウまでに掲げる審査基準を満たしている活性化計画について、次の方法により、目標水準ポイントを付与する。

ただし、発電施設等の単独整備を実施する場合にあつては、発電施設等を附帯する活性化施設の整備を実施する際に作成した活性化計画に記載の事業活用活性化計画目標を用いて算出する。

ア 事業実施計画の事業活用活性化計画目標の第1評価指標について、項目ご

とに具体的数値目標を交付対象事業の交付金額で除した値を偏差値に換算し、15ポイントを限度として対応する活性化計画に付与する。ただし、別紙1に定める評価指標のうち、定住人口の維持・増加及び交流人口の増加については、算出したポイントを2で除した上で、対応する活性化計画に付与するものとする。

イ 同一の事業実施計画に事業活用活性化計画目標の第2評価指標が記載されている場合は、第2評価指標の記載のある活性化計画について、第2評価指標の項目ごとに具体的数値目標を交付対象事業の交付金額で除した値を偏差値に換算し、5ポイントを限度として対応する活性化計画に付与する。ただし、要領別紙に定める評価指標のうち、定住人口の維持・増加及び交流人口の増加については、算出したポイントを2で除した上で、対応する活性化計画に付与するものとする。

ウ ア及びイにより付与したポイントを合計し、各活性化計画の目標水準ポイントとする。

(2) 国は、(1)の目標水準ポイントと、次のポイントを合計し、その合計ポイントが高い活性化計画から順に新規配分枠の範囲内で交付対象計画の決定を行い、当該計画に係る交付対象事業の実施に必要な年度予算額を配分する。ただし、その最後の配分可能額が交付対象計画の当該年度予算要望額を下回る場合には、配分の対象としない。なお、順位付けの結果、同ポイントの活性化計画が複数ある場合には、当該活性化計画に係る交付対象事業の交付金額の合計が小さいものから順に新規配分枠の範囲内で交付対象計画を決定することとする。

ア 交付等要綱別表1の(1)から(6)までに掲げる対策((1)のイの(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。)が、活性化計画の関連事業として位置づけられ、同対策を実施している、又は実施する見込みがある場合には、3ポイントを加算する。

イ 第2の1の(1)の事前点検シートにおいて、交付対象事業について他の施策が活用可能な場合には、5ポイントを減算する。

ウ 別紙2の1による優先採択ポイントについて、3ポイントを限度として加算する。

## 第4 助成

### 1 国の助成

国は、計画主体に対し、毎年度、予算の範囲内において、交付金を交付することができる。

### 2 交付限度額

(1) 本事業における交付限度額については、別表1の事業メニュー欄に掲げる事業に係る事業費に、当該事業に係る交付額算定交付率を乗じて得た額の合計額

とし、年度ごとの交付限度額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。

単年度交付額 = 交付対象事業ごとに「交付限度額 × A - B」  
により算出した額の合計額

A：交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B：前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

(2) (1)において、交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

### 3 経費の配分及び調整

計画主体は、交付限度額の範囲内において、事業実施計画に掲げられた各交付対象事業の間で、経費の配分及び調整を行うことができるものとする。

### 4 創意工夫発揮事業

(1) 別表1の交付対象事業欄の(5)の創意工夫発揮事業は、同表の(1)から(4)までに掲げられた事業と一体となって活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標を達成するために真に必要な事業とするものとする。

(2) 創意工夫発揮事業に係る交付額は、活性化計画全体に係る交付限度額の2割を上限とするものとする。

### 5 農山漁村活性化施設整備附帯事業

(1) 別表1の交付対象事業欄の(5)の農山漁村活性化施設整備附帯事業は、同表の(1)から(4)までに掲げられた事業及び創意工夫発揮事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる企画、調整及び調査活動、実践的知識及び技術の習得活動等に必要となる事務とするものとする。

(2) 農山漁村活性化施設整備附帯事業に係る交付額は、活性化計画全体に係る交付限度額の1割を上限とするものとする。

### 6 事業費の低減

計画主体及び事業実施主体は、地域の実情に鑑みて、過剰な施設整備と見られるような施設等の整備を排除する等徹底した事業費の低減に努めるものとする。

## 第5 実施基準等

### 1 活性化計画及び事業実施計画の合意形成

事業実施に当たっては、計画段階より関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成が図られたものであることとする。



## 2 交付対象事業の実施基準

別表1の交付対象事業については、別表2及び別表3の要件類別ごとに定めるものとし、その実施基準は次のとおりとする。

- (1) 自力又は他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完了した施設等を本事業に切り替えて交付対象とすることはできないものとする。
- (2) 第2の1の(1)キの費用対効果分析は、費用対効果算定要領に定めるところにより行うものとし、この費用対効果分析の結果が、当該要領の基準を満たしていなければならない。
- (3) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品又は新材の利用による事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品若しくは古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、郷土遺産に類する建物を保存又は活用する場合であって、計画主体が特に必要であると認める場合にあつては、当該施設に係る移転、移築、補修等の事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合においては、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。

- ア 増築、改築又は併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象としない。また、既存施設の代替として、同種又は同能力のものを再度整備する場合（いわゆる更新）は、交付対象としない。
- イ 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限り、交付対象とすることができるものとする。

ウ 古品又は古材の利用については、次によるものとする。

- (ア) 古品又は古材を利用する場合は、古品又は古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。
- (イ) 使用する古品又は古材の材質、規格、型式等は、新品又は新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品又は新資材と同程度の耐用を有するものでなければならないものとする。
- (ウ) 古品又は古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品又は新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品又は古材は、交付対象としないものとする。
- (エ) 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。

- (4) 既存施設のうち、災害時に避難場所として活用される等、災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設であつて、事前に施設の機能診断及び耐震診断を行った結果、その整備、補強又は機能強化が必要であると認められた

ものについての事業は、交付金の交付対象とすることができるものとする。この場合において、それぞれの事業による交付対象については、(3)のアからウまでの規定を準用する。

(5) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表等による耐用年数が5年以上のものとする。

(6) 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。

イ 温泉水の活用は認めない。

(7) 大型遊具、ゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合にあっても交付対象としないものとする。

(8) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。ただし、簡易給排水等利用計画の策定になじまない施設等については、この限りでない。

なお、利用計画には、施設の利用者数や稼働率等の施設等の利用に係る目標値を定めることとする。

ア 地域間交流の拠点となる施設においては、当該地域の交通条件、入込客数、都市との交流状況の実績、今後の見込み等

イ 地域間交流の拠点となる施設以外の施設等においては、都道府県及び近隣市町村における類似施設の賦存状況、利用状況の実績、今後の見込み等

ウ 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等

エ 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等

オ 施設等の適切な運営に必要となる経営戦略、運営体制等

(9) 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

(10) 個人施設、目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。

(11) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。

(12) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。

(13) 施設の整備に係る用地が確保される見通しが無い等事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生しているものは、交付対象としないものとする。

(14) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

(15) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営を行うに当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。また、施設の

運営により得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設のうち、事業費で5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。

(16) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まなければならない。

(17) 別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。

(18) 交付対象施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ（プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。）、運搬台車のうち低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。）、チェーンソー、汎用性のある備品等は交付対象としない。

(19) 別表2の（3）に掲げる事業メニューの施設整備のうち、宿泊施設の整備については、原則として交付金の交付対象外とする。

ただし、次のア、ウ及びエに掲げる要件を満たす施設又はイ、ウ及びエに掲げる要件を満たす施設であって、体験交流機能に加え必要最小限の宿泊機能を備えた施設の整備を行う場合にあっては、この限りではない。

ア 子どもの農山漁村交流活動において、学校・学級単位等の体験に対応する施設であること。

イ 都市と農山漁村との交流の推進に真に必要な施設であって、農山漁村体験や農林漁業体験と一体不可分の利用形態を備えているものであること。

ウ 1部屋当たりの宿泊形態が、家族、学級、学年若しくは学校単位等、集団で宿泊するための施設であること。

エ 1計画の宿泊室数が原則として10室以内であること。ただし、既存施設を活用する場合については、この限りではない。

(20) 施設の延べ床面積の合計が1,500㎡を超える施設の整備については、交付対象としないものとする。ただし、既存施設を活用する場合については、延べ床面積1,500㎡分までを交付対象とし、これを超える部分については交付の対象外とする。

(21) 施設の上限事業費は延べ床面積1㎡当たり29万円以内とし、これを超える部分については交付の対象外とする。ただし、別表2の（1）に掲げる事業メニューのうち、㉚の高生産性農業用機械施設のうち低コスト耐候性ハウス、㉛の農林水産物処理加工施設及び㉜の農林水産物集出荷貯蔵施設については、強

い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に準ずるものとする。

(22) 農地に係る情報の活用が特に有効な事業については、事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、水土里情報利活用促進事業実施要綱(平成18年4月3日付け17農振第2015号農林水産事務次官依命通知)に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を検討するものとする。

(23) 別表2の事業メニュー欄のうち、③の暗渠排水、⑳の産地振興追加補完整備及び㉑の小規模農林地等保全整備で整備する暗渠排水であって、市町村、土地改良区等が所有し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に定める市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図るものとして位置づけられているものについては、これを地域排水型暗渠排水と称することとする。また、これを市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

(24) 別表2の事業メニュー欄のうち㉒の地域連携販売力強化施設については、農山漁村における地域内外又は地域間の相互連携の促進や生産者の販売力強化、ブランド化等に資するために必要な施設であって、原則として年間を通して運営されるものであり、かつ、継続的に雇用と所得を生み出し、6次産業化と女性参画の促進に寄与するものであるものとする。

(25) 発電設備について、土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする場合については、交付金の交付対象としないものとする。

また、施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとし、当該目標の達成状況については、第11の1に定めるとおり、事業実施後に評価を行うこととする。

(26) 別表2の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑧の交換分合までの事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)に定める土地改良事業計画を定めた上で、別表2の交付対象事業欄のうち、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、農山漁村定住促進施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学习施設の整備と併せ行う場合に実施できるものとする。

また、①から⑧までの事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

なお、事業内容、要件、事業実施主体及び交付額算定交付率は次のとおりとする。

ア 事業内容

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ①農業用排水施設	ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 基幹水利施設補修工事（土地改良事業（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。以下同じ。）により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設について緊急に必要な施設機能の維持及び安全性の確保のための補強工事又は排砂対策工事）
②農業用道路	ア 農道、農道橋、軌道等運搬施設の新設、改良等 イ 農道網等の整備（樹園地を主体とした農用地又は野菜指定産地における畑地若しくは田畑輪換を行う水田地帯において行うものに限る。） ウ 樹園地を主体とした園内作業道の整備
③暗渠排水	暗渠の新設又は変更（地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき作成した地域水田農業ビジョンをいう。）に基づくものにあつては、補助暗渠を含む。）
④客土	客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工
⑤区画整理	農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）
⑥農地造成	農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良 ただし、受益面積がおおむね5ha以上であるものについては、農地造成に係る計画（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）第4の2の規定に準じて作成する計画をいう。以下この要件類別において「造成計画」という。）が定められていること。
⑦農用地保全	ア 農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備 イ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投

	入等の土壌改良
⑧交換分合	農業振興地域の整備に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）その他の法令に定めるところによる交換分合

## イ 要件

次のいずれかの要件を満たすものであることとする。

- (ア) 別表 2 の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗渠排水、④の客土及び⑤の区画整理のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う場合であって、これらの受益面積の合計がおおむね 5 ha 以上であり、かつ、担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備及び保全が見込まれること。
- (イ) 別表 2 の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗渠排水、④の客土、⑤の区画整理、⑥の農地造成、⑦の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う場合であって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が 5 ha 以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等（別表 3 の要件類別 1 の第 1 の 2 の（9）のケに定める耕作放棄地等をいう。）の面積の合計の割合が 6 % 以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において 50 % 以上の場合にあっては、3 % 以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。
- (ウ) 別表 2 の事業メニュー欄のうち、⑥の農地造成及び⑦の農用地保全にあはっては、（ア）により行う事業と併せ行うこと。

## ウ 事業実施主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業委員会又は土地改良法第 95 条第 1 項の規定に基づき複数人の共同によって土地改良事業を行う者とする。

## エ 交付額算定交付率

交付額算定交付率は、2 分の 1 とする。ただし、別表 1 の交付額算定交付率欄の七法指定地域等については 10 分の 5.5、奄美群島については 10 分の 6 とする。

- (27) 別表 2 の事業メニュー欄のうち、⑨の土地改良施設保全、⑩の農業集落道、⑪の連絡農道、⑫の林道・作業道及び⑬の小規模農林地等保全整備（以下「土地改良施設保全等」という。）については、土地改良施設保全等以外の事業メニューと併せ行うものとする。

(28) 第1の2の(4)に定める地域協議会が事業実施主体となる活性化計画については、上限事業費は4,000万円とする。

### 3 受益者数

交付対象事業の受益者数は、一の箇所又は一の施設の個々の施設等について、それぞれ農林漁業者が3名以上となるものとする。

## 第6 事業の施行

### 1 事業の実施

#### (1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って施行方法等を決定した上で、実施設計書（設計図、仕様書及び工事費明細書等の工事に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成するものとする。なお、複数年度で事業を実施する場合は、実施設計書において年度ごとの事業量及び事業費の区分を明確にすることとする。

イ 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、計画主体に当該実施設計書を提出するものとする。

ウ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札若しくは一般競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

#### (2) 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会の議決等を得るものとする。

なお、予算案又は事業計画案の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

#### (3) 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、土地改良区等にあつては、それぞれの関係法規等の定めるところにより、農林漁業者の組織する団体等にあつては、関係者の総会による議決等に基づき行うものとする。

なお、地元負担金の調達については、適正な賦課基準等を定めて行うとともに

に、寄付金品を受けてこれに充てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

#### (4) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、土地改良法に基づく施行認可、建築基準法に基づく確認、農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

#### (5) 交付対象事業の着手

事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業に着手したときは、速やかにその旨を文書等により、計画主体に届け出るものとする。

### 2 交付金交付決定前の着手

交付等要綱第 10 の 3 の規定により交付決定前着手届を提出する場合においても、交付対象事業の内容が明確となり、交付対象事業の交付金の交付が確実となった後に着手することとし、また、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを承知の上で着手するものとする。

また、交付決定前着手届の提出を受けた計画主体は、事前に理由等を十分に検討し、交付金交付決定前の着手を必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、交付対象事業が適正に行われるようにするものとする。加えて、事業実施主体が交付金交付決定前に着手した場合、交付申請書（交付等要綱の別記様式第 1 号をいう。）の 3 の備考欄に着手予定年月日並びに交付決定前着手届の日付及び文書番号を記載するものとする。

### 3 施行方法

#### (1) 施行方法

交付対象事業は次の（2）から（5）までに掲げるとおり、直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一の交付対象事業については一の施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、一の交付対象事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

また、共同利用機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。

#### (2) 直営施行

##### ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、



工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、別表2の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑧の交換分合までの事業について第5の2の(26)により実施する場合において、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について(平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知)に基づき実施するものとする。

#### イ 購入

(ア) 共同利用機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。

(イ) 計画主体(事業実施主体である計画主体を除く。)は、事業実施主体の入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

(ウ) 随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 事業実施主体が農林漁業者の組織する団体又は中小企業者であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

b 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

(エ) 事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、計画主体(事業実施主体である計画主体を除く。)により、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

#### (3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次に掲げる方法等により行い、適正を期するものとする。

## ア 請負方法

(ア) 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、cの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

b 事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づきPFI事業を実施する場合

c 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

(イ) 地方公共団体以外の事業実施主体が、(ア)により契約を締結しようとする場合は、交付等要綱第32の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

(ウ) 事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、計画主体（事業実施主体である計画主体は除く。）により、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

## イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

## ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するも

のとする。

#### (4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合は、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

#### (5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と施設等の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

##### ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

##### イ 代行者の選択

(ア) 代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

(イ) 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

地方公共団体以外の事業実施主体が、代行施行契約をしようとする場合は、交付等要綱第 32 の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

(ウ) 事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあ

っては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、計画主体（事業実施主体である計画主体は除く。）により、事業実施主体の適正な契約手続きを確保する上で、必要な指導を行うものとする。

#### ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

#### エ 施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。加えて、計画主体（事業実施主体である計画主体は除く。）により、事業実施主体の適正な契約手続きを確保する上で、必要な指導を行うものとする。

#### オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

#### カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現

場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

#### キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

#### ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者に対して工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

### 4 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

## 第7 施設等の管理

事業実施主体は、本事業で整備した施設等（以下この第7及び第10において「施設等」という。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

### 1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとし、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者が同条第1項の規定による条例の定めるところにより施設等を管理する場合には、この限りではない。また、活性化計画の区域内に存する事業実施主体となり得る者であって、事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合には、その者に管理させることができる。
- (2) 事業実施主体は、(1)により管理運営を委託する場合、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

### 2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付等要綱別記様式

第 11 号による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。

- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

### 3 財産処分の手続

- (1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条に基づく財産処分（以下「財産処分」という。）として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、計画主体に承認を受けなければならない。
- (2) 計画主体が（1）の承認をするときは、あらかじめ地方農政局長等に申請し、その承認を受けなければならない。

(3) 計画主体である事業実施主体が財産処分をしようとするときは、承認基準の定めるところにより、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

#### 4 利用計画の変更

第5の2の(8)の利用計画の変更については、活性化計画策定当初の目的に資するものである場合には、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、利用計画の変更の必要性を検討し、計画主体にその旨を届け出るものとする。

#### 5 利用目的の変更

(1) 計画主体は、第5の2の(8)の利用計画の変更を検討し、又は利用計画の変更に沿った施設等の利用等を行っても、適正かつ効率的な利用が期待し難いと判断し、かつ、活性化計画の策定当初の施設等の利用目的に対応した交付対象範囲の施設等として引き続き有効活用を図ることが期待し難いと認める場合に限り、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）に対し、施設等の利用目的の変更を検討させ、3の財産処分の手続を行わせることができる。

(2) 計画主体である事業実施主体は、自ら施設等の利用目的の変更を検討し、3の財産処分の手続を行うものとする。

(3) (1) 又は (2) の場合においては、当該施設等の処分制限期間内において従前の交付条件を継承することとし、目的外使用により事業実施主体に収益がある場合を除き、国庫補助金相当額の納付は要しないものとする。

#### 6 増築等に伴う手続

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築若しくは模様替え（以下「増築等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ参考様式2により、計画主体に届け出るものとする。

(2) (1) により届出を受けた場合、計画主体において、当該増築等の必要性を検討し、検討の結果、必要性が認められた場合は地方農政局長等に届け出るものとする。

### 第8 交付金の適正な執行の確保

計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

### 第9 交付対象事業費の内容、構成及び積算

#### 1 交付対象事業費の内容

(1) 土地基盤の整備